



## 経営の透明性を高め、企業価値を向上させるために、コーポレート・ガバナンスの強化に努めています。

当社は取締役会と監査役会を設けたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。社外取締役および社外監査役を選任し、経営の健全性と透明性を高めています。

### 基本的な考え

当社は、すべてのステークホルダーの信頼に応え、企業価値の向上を図るために、法令遵守はもとより、経営における透明性を高めコーポレート・ガバナンスを強化することが重要な課題であると考えています。

### コーポレート・ガバナンス体制

当社では、監査役(会)設置型の経営機構を採用し、取締役会および監査役会の機能強化を中心としたコーポレート・ガバナンスの充実を図っています。

取締役会については、機動性を高め、意思決定の迅速化を図ることに主眼を置き、適正な人数で構成されるよう努めています。また、2013年6月より、経営の健全性、業務執行の的確性の維持・向上を目的に専門的な知識や豊富な経験を有する社外取締役(2名)を招聘し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図っています。

業務執行に関する重要事項については、取締役社長以下、各部門を担当する取締役や執行役員、関連部門の責任者などで組織する「経営戦略会議」をはじめ、経営課題の重要性、内容に応じて担当取締役や担当執行役員などが主宰する会議において審議を行い、執行を決定するなど、相互牽制による監督機能にも配慮した適切な業務運営に努めています。なお、経営戦略会議については、監査役の出席、議事録の閲覧等を通じた監査の対象としています。

また、執行役員制度を取り入れることで、業務執行機能の強化を図りつつ、重要な業務執行については、継続的かつ安定的な事業運営を実現するために執行役員を兼務する取締役が直接関与するようにしています。

一方、監査役会は、構成する各監査役(4名)が取締役会およびその他重要な会議に出席するほか、取締役などから事業の報告を受け、聴取するなど、取締役の職務執行の監査を行っています。

また、社外監査役には弁護士と公認会計士がそれぞれ1名就任しており、それぞれ客観的かつ専門的な視点から監査を行っています。

内部統制システムについては、2006年5月の取締役会において、「会社の業務の適正を確保するための体制」を決議し、体制の整備を行い、その後も随時見直しを図りながら、業務上のコンプライアンスをはじめ内部統制全般の強化・充実に努めています。なお、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、断固対決する姿勢で臨んでいます。

#### ●コーポレートガバナンス体制

